

山形市立高楯中学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策基本法第2条より）

(2) 基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重篤な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめの心身への影響やいじめに起因する諸問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

いじめやいじめに発展することの発生が判明したときは、事実を積極的に受け止めて、丁寧な調査を行い、すみやかに下記の「解消」に向けて対応と指導にあたる。

- ・けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情について調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する
- ・好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もあり得るため児童生徒の感じる内容を十分踏まえて対応にあたる。

いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいる

被害生徒に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが少なくとも3ヶ月以上止んでいること。

②被害生徒が該当行為による心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒および保護者により確認する。

※必要に応じて専門機関により確認する。

2. いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員による指導について

- ① 「いのちの教育」を充実させ、日常的にいじめの問題や命の大切さについて触れていくことで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ② 常日頃から、学級活動や道徳、教科の授業を通して、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な事例を挙げて話し合う機会を設ける。また、そうした学習の成果を学級通信等で保護者にも伝え、認識を共有できるようにする。

- ③ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情と共感性を育む教育活動を推進するために、学校の教育活動全体の質を高め、生徒一人一人が学校生活の中に充実感や達成感を味わうことができるよう、授業や学校行事等における工夫を図っていく。
- ④ 教職員は常に生徒の活動の場において、日常的に生徒の見守りを行うとともに、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さない。
- ⑤ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解と対応のスキルアップを図る。
- ⑥ 生活アンケートや二者面談、Q U調査等を教育課程に位置づけ、全校体制で対応していく。

(2) 生徒につけたい力とその取り組み

① 生徒につけたい力

ア) 相手の立場に立って、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。

イ) 自他をかけがえのない存在として認め、お互いの命や人格を尊重する態度。

ウ) 誠実かつ丁寧に他者とコミュニケーションをとる力。

(意見や生活習慣等の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決する力や、自分の言動が相手や周りに与える影響を判断して行動する力)

エ) ストレスに適切に対処するために、必要な時に他に助けを求める力。

(ストレスを感じても、それを一方的に他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで解消したり、誰かに相談したりするなど、比較的ストレスを感じなくてすむ場所や人を大切にする)

オ) 学校の教育活動が充実することによる、自己有用感や自己肯定感を高める。

② 具体的な取り組み

ア) 教育活動全体を通じて道徳や人権を重視すると共に、読書活動や体験活動など、心を耕す教育を推進する。

イ) できる限り一人一人に配慮した分かりやすい授業づくりを推進する。

ウ) 一人一人が活躍できるような学年、学級、部活動の集団をつくる。

エ) ボランティア活動や社会参画活動の充実、委員会や係活動の確実な遂行等により、他者の役に立っていると感じ取ることができるようにする。

オ) 寂しい思いをする生徒が一人もいない学校にするため、生徒会の自治的活動を重視し、現状を改善するために主体的に取り組むことができるようにする。

(3) いじめ防止のための組織

① いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記の関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。(いじめ防止対策基本法第22条より)

ア) 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、県S C、市教育相談員

イ) 校外関係者：P T A代表、学校評議員、学校医、児童相談所
(校外関係者は必要に応じて会議などに参加する)

② 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、下記の具体的な取り組みを行う。

ア) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成、実行、検証、修正を行う。

- イ) いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ウ) いじめや問題行動の情報収集と記録、他の教職員への情報提供を行う。
- エ) 問題発生時に緊急会議を開催し、情報の収集と共有化、事実確認のための事情聴取、指導・支援体制の確認、対応方針と具体的対応など、組織的な対応を協議・決定する。

3. いじめの早期発見のための措置（年間計画は別紙）

（1）生活アンケート調査等の実施

いじめの早期発見のために、以下の定期的な調査を実施する。

- ① 生徒・保護者対象「全県アンケート調査」 年2回
- ② 生徒対象「学校生活アンケート調査」 年2回
- ③ 生徒対象「困りごと相談アンケート調査」 年3回
- ④ 保護者対象「生活アンケート調査」 年2回
- ⑤ Q-Uの実施 年2回
- ⑥ 生活評価アンケート（学校評価含む） 年1回

（2）教育相談面談の実施

生徒と保護者がいじめに係る相談ができるように面談活動を実施する

- ① 二者面談の実施（生徒と学級担任） 年2回
- ② 三者面談の実施（生徒・保護者・担任） 年1回（12月）
- ③ 教育相談員による面談 県SC
市教育相談員
- ④ 希望面談 ※希望により本校職員と面談ができるような配慮をしている。

（3）教育相談委員会の開催（原則隔週金曜日に実施）

校長、教頭、教務主任、各学年主任、教育相談担当、養護教諭による教育相談委員会を開催し、生徒の状況等についての情報交換と対応策を実施する。

（4）特別支援教育研修会の実施

いじめの発生を特別支援教育の視点から検証し、いじめ防止に努める。

（5）インターネット等を通じて行われるいじめに関する対策

ネットにつながる端末を通じたいじめやトラブルが増加していることを踏まえ、必要な啓発活動として生徒や保護者を対象とした情報モラル研修会等を関係機関やPTA等と連携して実施する。

4. いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

（1）迅速な事実確認と報告・相談

- ① いじめを発見、通報を受けた場合は速やかに組織的な対応を行う。
- ② いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、事実確認を行い、適切な指導を行う。軽微な事案であっても関係する職員に報告し、事後の指導を継続する。
- ③ 生徒や保護者から、いじめについての相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め、丁寧に聞き取りを行うとともに、いじめの疑いがある場合は早い段階から組織的に丁寧に調べ、対応にあたる。その際生徒と保護者の安全確保に努める。他の生

徒や保護者から情報が寄せられた場合も同様とする。

- ④ 校長はいじめの事案が教育上の指導だけでは十分に効果が認められないと判断した場合は、関係機関と相談の上適切に対処する。

(2) 組織的な対応

いじめの発見や通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し事後の対応に当たる。

(3) 被害生徒とその保護者に対する対応

- ① いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、自尊感情に留意するとともに、生徒の個人情報取り扱い等生徒のプライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、組織的に当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、市教育相談員や県SC、心理や福祉等の専門家、教員経験者等の協力を得る。
- ④ いじめの解消については、少なくとも次の2点の要件を満たす必要がある。

ア) 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的行為を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）

イ) 「被害生徒が該当行為による心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人及びその保護者により確認する。

※必要に応じて専門機関により確認する。

- ⑤ いじめが解決・解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) 加害生徒とその保護者に対する対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合は複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせその再発を防止する。また、事実関係の聴取後は迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の

協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、加害者となった背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対する懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用については山形市教育委員会と協議する。

(5) 全校生徒（集団）への働きかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に対しても、いじめは自分自身の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。傍観はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、生徒会で取り上げ学校全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識と態度が学校全体に行き渡るように指導する。
- ② いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことであることを指導する。また、全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- ③ 特に配慮が必要な生徒については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行い、該当生徒の特性について教職員・生徒の理解をはかる。
 - ・発達障がいを含む、障がいのある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
 - ・被災生徒 等

(6) インターネット上でのいじめへの対応について

- ① ネット上の不適切な書き込み等について
被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② スマホ・携帯等インターネット上でのいじめ未然防止と適切な対応について次の3つの点について教育計画のなかに明確に位置づけて取り組む。
 - ア) 実態を知る指導

- イ) 未然防止についての指導
- ウ) 早期発見・早期対応のための対策

5. 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施 (いじめ防止対策基本法第28条①)

いじめにより、下記のような重大事態と想定される事態が発生した場合、問題への対処、発生防下記の第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、対応にあたる。

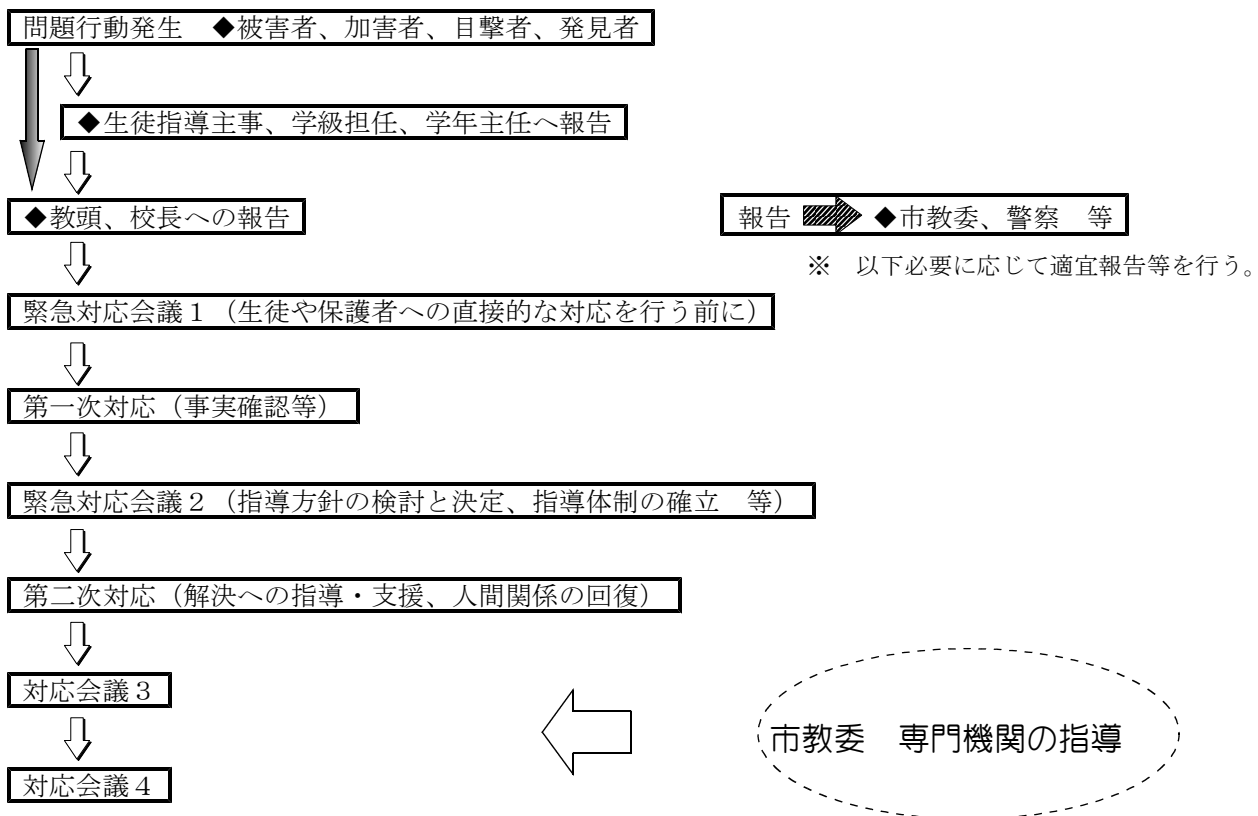
① 重大事案と想定されるケース

- ア) 児童が自殺を図った場合
- イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ) 金品等に多大な被害を被ったと認められる場合
- エ) 精神性の疾患を発症し通常の登校ができなくなった場合等

② 組織の構成

校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。具体的な調査組織の構成員については山形市教育委員会と相談する。

(2) 校内の連絡・報告体制



(3) 重大事態の報告

当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報等については、早急に山形市教育委員会を通じて山形市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応

じ山形市教育委員会、山形警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6. 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 教育相談担当を中心に、養護教諭、市教育相談員、県S C等を含む全ての教職員の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ② 「いじめアンケート（県）」（2回）「学校生活アンケート」（2回）、「困り事相談アンケート」（2回）を年間計画に明確に位置づけ、それを受けた個別面談等を通し、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 個々の生徒への理解を深め、個性を尊重し、共感的態度で内面に迫りながら自己決定を援助するという指導姿勢を大切にす。
- ③ 学級活動・生徒会活動・部活動等の充実を図るとともに、生徒集団の自治意識を高める。

7. 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、生徒指導上の諸問題等に関する校内教職員の共通認識を図る。
- ② 「道徳」の充実、「生徒指導の三機能が内在する教科指導・学級経営」について研修を通して意識を高めいじめの問題の未然防止に努める。

8. 学校評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

学校評価において、その目的を踏まえて、いじめに関連したことを取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価できるよう工夫する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

(2) 地域や家庭との連携

P T A総会において、いじめに係る学校基本方針やその取組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対するP D C Aサイクル

- ① いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ② 職員会議等において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る

9. その他

(1) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

1・2年合同の地域探訪や1人暮らしの高齢者への訪問、3年の福祉施設訪問、部活動の地域行事等への参加等を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成する。

(2) 教職員とこどもが向き合う機会を増やすために

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化、校務の効率化を図ってゆとりの創出に努める。

(平成30年3月5日 改定)